

○議長（中西峰雄君）引き続きまして、順番5、6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）春まだまだ浅きの2月如月議会であります。冬に2回の議会ははじめてで、なんだかんだと忙しかったような気がしておりますが、これからよろしくお願ひします。

「友愛」だの「命を守る予算」だの、このコピーの鼻につくなんとも言いようのない「くささ」はいかがしたものでしょうか。民主党にもう少しましなコピーライターはいなかったのでしょうか。前政権の「美しい日本」などと、この時節、あんた何を言うとするのよと思えた、以後短命内閣ブームの基礎を確立した安倍晋三首相にも似て、それを得々として語る同級生の鳩山総理に哀れを感じてなりません。

自由民主党の新年会に出席いたしました。当市の首長は出席なく、当議会からの出席者もわずかでした。しかし、全体の出席者は例年以上で、立ったまま一時間に及ぶ冗長で面白くもない、むしろ不愉快なお歴々のあいさつも今年は殊のほか聞けました。

一人の国会議員のあいさつに、自民党と民主党の政策の違いについて至極明快なものがありました。納得も理解もいたしました。いわく「自民党の政策は給料を増やそうというもの。民主党のそれは給付を増やそうというもの。これは社会主義にもつながるもので、財政的にもたない」ということでありました。なるほどそれは、民主党の「コンクリートから人へ」というキャッチコピーからもわかるもの。子ども手当にしても、高校教育無償化にしても、汗を流さずとも与えてもらえば、

すなわち給付を受ければだれでも喜ぶ。コンクリートを使う工事で給料を得て、それで子どもを育てよ、教育を受けさせよということとの隔たりは大変なもの。昨年の総選挙で、我が国民は「給付」を選んでしまいました。高速道路無料化にしても、ガソリン暫定税率廃止にしても、きのう、きょうのニュースにいう消費税論議開始にしても、今や「マニフェスト」という外来語の解釈は、政権与党による「市民・国民への詐欺行為」と言うに等しくなりました。これらの公約はできるのでしょうか。

かくいう自民党が、昨年今頃には下野するざまを見た自公政権による定額給付金という、頭から給付などと付いた人気とりだけの政策の、身に合わないお粗末なもので国民を大騒ぎさせていました。最近の国会の質疑応答にも見られるような、こういう自民・民主の、良く言えば闘争状態、悪く言えばののしり合いを、関取のふんどしを担ぎ運ぶ下位力士のことを英語でロインクロスキャリアーと訳しますが、「彼等の大勝負」という日本の古いことわざに行きあたりました。全く、押し押し切れず、投げて投げ切れずを繰り返し、土俵での長時間勝負、観客はため息ばかり。

正しい政治は橋本議会から。これより一般質問であります。

ごみ問題についてであります。

旧政権で変人と言われた首相小泉が、「米百俵の精神」などといわずらに国民に我慢を強いました。その痛みはいまだいえず、地方においては傷はうみ、病は膏肓に至り始めました。銀行を助けるため、自己満足だけの郵政改革とやらを進めるために使った、かの米百俵の精神は本来の意味を外れており、本来の

意味を知らぬ国民を言葉で幻惑、だましたとしか思えなくなってまいりました。

米百俵の精神とはすなわち、幕末の北越戊辰戦争において、司馬遼太郎の『峠』で有名な、筆頭家老河井継之助に率いられた長岡藩は敗れ、焦土と化しました。藩士は食うや食わずの困窮状態にある折、この窮状を見かねた、同じくこの戦争で敗れた支藩の三根山藩が、苦しい財政の中から長岡藩に贈った米百俵をめぐり、時の長岡藩の大参事小林虎三郎は、米の分配を迫る藩士に「国が興るも、まちが栄えるも、ことごとく人にある。食えないからこそ人を育てる。この米を売り払い、文武両道に必要な書籍、器具を買い、学校を建てる。この米は後の一万俵、いや、もっと尊いものが見えるかもしれない」と藩士を説き、戦火を免れた寺の本堂に士族、町民、農民を問わずの校名「国漢学校」を設立した小林虎三郎の精神、それ以上に尊い、その説得に同意した藩士の精神を言うのであり、変人首相の言う米百俵の精神は、歪曲も甚だしいと言わねばなりません。この高邁な精神が、海軍元帥山本五十六など幾多の歴史的人物を生み育て、今も長岡市の指針、教育理念となっているものであります。

余談として、長岡藩は三根山藩にかくも感謝しているのに対し、三根山藩の記録にこのことは残されていないというのも、武士の世はかくあった。私たち政治家もかくぞこそあれという思いに至ります。

さらに余談となりますが、関東方面に進学した私たちの伊都高校昭和41年卒業の同級生は、約150名中アルバムをざっと見て19名を数えました。今、橋本高校の進路相談の先生に伺ったところ、生徒240名前後で東京方面への進学は毎年二、三名とのこと。東京へのあこがれも薄らいだこともあるでしょうが、これは東京に限らず、今こう言うかどうかはわか

りませんが、下宿を伴う進学では、とにかく親の経済状態が許さない。

私の大学時代のことを思い出しますと、アパートの部屋は半畳の台所付きの四畳半、くみ取りの共同便所で家賃は7,000円。風呂は小さな石けんかたかた鳴らし、麦畑を抜けて約7分、窓の外には善福寺川、これで私に彼女がいれば全く神田川の世界で、これで結構いい状態であることは友人との比較でわかりました。

今、この杉並区の住宅街でのワンルームは、家賃7万円前後で安いほうと思うと。私の頃の約10倍。授業料は、当時私立の文科系で8万円、今、どの大学も文科系では約80万円程度、これも10倍。エンゲル係数だけを心配すれば済んだ学生時代でしたが、私の受けた仕送りは3万円で、少ないほうではなかったと思いますが、当時、マツダの東洋工業の大卒初任給が3万円を超えたとかで話題でした。今、初任給は伸び悩んでいるとはいえ、ネットで調べてみると30万円を超える企業はいくつもあります。これも10倍。してみると今の親の仕送りは30万円程度で、学生はアルバイトなしでまずまずの東京生活ということでしょうか。東京方面の私立、公立を問わず、大学に通う地方出身学生の親の出費は、授業料を加えて、文系で年間300万円から400万円程度の覚悟が要するという結論が導かれます。

この出費に耐えられる地方の親は果たしてどれくらいいるかということになってきます。子ども二人に、三人に大学教育を受けさせた地方の親は、もうへとへと。残りの人生に金銭的余力はほとんどありません。私の親はそうでした。私もそうです。地方の親は大学教育に都会に金を落とす。仕送りが足りない地方出身の学生は、アルバイトで都会の経済に貢献する。地方に住むことの不利、地方の疲弊、地方と都会の格差の構図はこういう教育

問題にもあると思われます。大学教育に限らず、何とか教育にかかる費用のいくらかでも助けることはできないものでしょうか。

昨年11月、大学クレジットカードの雄、早稲田大学を訪れ、大学の事務局の担当の椿氏より話を伺ってまいりました。趣旨は、クレジット会社と提携してハシモトカードというものを設置できないかということでもあります。早稲田カードの発行枚数は6万枚。クレジットカード各社から大学へ戻される金額が年間8,000万円前後。そのすべてを学生に返還無用の奨学金に充てているということで、その約8,000万円を、文科系学部の学生には30万円、理科系には36万円を給付しているとのこと。年間約200名以上がその恩恵にあずかっているということになります。カード利用者に負担はなく、むしろいわゆるポイントが加算されてのリターンもあります。まだあきらめてはいないですが、結論から言いますと、規模的にハシモトカードは難しいということにはなっていました。

閑話休題。思い起こせば市町村合併。その大目標は市民サービスを落とすことなく、合理化できることは合理化しようというものではなかったでしょうか。しかるにごみ問題があります。何十億円かけて大もめにもめて、町活性化のためと賛成した旧高野口町民には、合併でそれが何が何だかわからなくなり、昨年7月より、広域の焼却場が稼働を始めました。その結果が、市民にごみの分別という大負担を強い、ごみ袋に至っては基本的に3倍の値上げ。可燃ごみの収集が週2回から1回への方向と、明らかに市民サービス低下。合理化は時間の経過に待つままとされていると思われます。今一度、この点について当局の考えを伺った後、以下の質問に答弁願いたく思います。

この問題は、橋本一市の結論で済むもので

はなく、広域の問題としてとらえるべきことであるのは承知しています。しかし、我が市が広域のリーダーとしての自覚を持って取り組んでいただけないかと思い、一般質問に及びました。

1、前段で述べました、ごみの分別米百俵についてであります。今、広域各市町村で一番問題になっているのが「その他プラ製容器包装のリサイクル」の収集積み残しについてであると思えます。収集されなかった地区、人からは、難しい、年配者には理解できない等々の声がしきりではありますが、正しくきれいに分別することは、特別の財源を必要とせず、橋本市・広域三町の未来につながる人材を育成することだという認識を広域市町に持っていただければ、分別にも力が入ろうというもの。行政側もそれを前面に押し出せば、苦情を受けても、すなわち、いわゆる米百俵を前面に押し出せば、苦情もまた楽しからずやと。

広報はしもと12月号に、図入りでの説明文がありました。それもかなり難しく、聞くだけではさらに理解しにくく、私の理解もずれているかもしれませんが、米百俵の財源探しにしばしお聞き願いたいと思います。

容器包装リサイクル法では、消費者、市町村、事業者（ファーストメーカー、以下メーカー）のそれぞれに、一般廃棄物に対して責任を分担する仕組みとなっています。まず消費者は、容器包装廃棄物（以下、その他プラ）の排出を抑制し、その他プラを排出するときはルートに沿って分別排出します。市町村はその他プラを分別収集します。メーカーはその事業において利用または製造・輸入した容器包装の量の排出の抑制を行うとともに、その量に応じてリサイクルの義務を負います。また、メーカーは指定法人（財団法人）日本容器包装リサイクル協会（以下、リサイクル

協会)と再商品化委託契約を結び、再商品化委託料を支払うことによって再商品化の義務を果たすことになります。

そのリサイクル協会ルートによる、その他プラのリサイクルの流れは、まず、メーカーはその他プラを再商品化するための費用の95%をリサイクル協会に支払う義務を負います。残りの5%を市町村が払います。消費者は、その他プラ識別マークを目安に分別排出をします。市町村は、排出されたその他プラを選別保管し、それを引き取ってもらうためにあらかじめリサイクル協会と引き取り契約を結んでおきます。リサイクル協会における競争入札で落札したリサイクルメーカーに、その他プラ包装容器を引き渡します。リサイクルメーカーは、落札・取得したその他プラを再商品化することになりますが、その他プラを使っての再商品化はファーストメーカーよりも費用がかかるため、その差をリサイクル協会が払うという図式になっているということです。

この12月号から、1の①リサイクル費用(95%プラス5%)はどのように決定されるのですか。

1の②ファーストメーカーとリサイクルメーカーは必ず違う会社ですか。

1の③リサイクル協会へ引き渡すその他プラの品質がすぐれており、想定したリサイクル費用より実際かかった費用が少なく済んだ市町村には、その差額の2分の1の金額が返還される制度が平成20年度から始まり、とも記されていますが、2分の2というのは、前述の市町村がリサイクル協会に払う5%全部という理解でよろしいのでしょうか。

1の④その金額はいくらですか。

1の⑤収集されてはいるが、排出されたその他プラの品質が悪いと判定された場合は、リサイクル協会から1円も戻ってこないとい

う理解でよいのですか。引き取りに新たな費用が発生するともなっていますが、新たな費用というのは、不良品質のその他プラを収集した罰則という意味ですか。その費用はどうか決定されるのでしょうか。品質の判断の基準を決める判定員は、どのような資格を有する者で、どこの機関の所属者ですか。

1の⑥高品質のその他排プラであると、1の④の金額の2分の1が還付されるということになると思いますが、その金額を基金化し、奨学金として給付してはどうでしょうか。というのが、米百俵質問で市民の協力でリターンされた資金を、なし崩しに一般会計に組み込んでしまうのではなく、橋本の将来を担う人材に投資しようというもので、当局の答弁を期待します。

1の⑦リサイクル協会ルートという表現がありました。ほかに違うルートというものがあるのですか。その違うルートと我が広域が参加している協会ルートとの費用の比較はしているのですか。

2、かつてはごみの分別をしないで、ごみはごみで1円にもならなかった時代がありました。ペットボトル、破碎選別、スチール缶、無色瓶、茶色瓶、集団回収対象となっているが、焼却場に持ち込まれたアルミ缶、古紙類などで広域にリターンされる金額のすべてを教育に特化、奨学資金として積み立ててはどうですか。まだ広域処理場での実績はわからないでしょうが、旧高野口町、旧橋本市では、それぞれ、どれほどのリターンがあったのでしょうか。その毎月の排出量、リターン金額、単価をホームページに掲載してはどうでしょうか。

3、埋立ごみ袋の有料化について。袋が10枚もあれば、これは一生もつという人もいます。コンテナ収集にできない理由は何ですか。

4、可燃ごみの毎月の排出量、できれば市

町別にホームページに掲載してほしいという人がいます。そうすれば、ごみ減量の進捗の度合いがよくわかるという意見であります。

5、週1回収集の自治会には月100円の奨励金を給付していますが、週2回収集の地区では、その何倍くらいかかるのですか。計算方法も示してください。

6、可燃ごみ収集日に収集場所に集まるカラスについて対策は施していますか。また、食い散らかした周囲を清掃して帰る収集員と、そのまま帰る収集チームがあるようですが、当局の指示はどのようになっていますか。

以上であります。1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）清水議員の、合併についての考え方についてのご質問にお答えいたします。

市町村合併の必要性については、全国的に少子高齢化が進むとともに、国・地方の財政状況が厳しくなるなど、単独での自治体運営が極めて困難な状況において、高度化、多様化する住民ニーズにこたえていくため、橋本市と高野口町の合併により、行財政改革をさらに推し進めながら、豊かで活力あるまちづくりを進めていくことにあります。

橋本市と高野口町の合併は、まもなく4年を迎えますが、合併後のハード事業として、合併特例債を活用して義務教育施設整備事業、高野口地区公民館建設事業、道路整備事業など、必要なハード事業関係の整備を着実に推進するとともに、ソフト事業として、コミュニティバス運行事業や自動交付機の設置などにより、住民の利便性と行政サービスの向上に取り組んでまいりました。

一方、行政組織の見直しや事業の大幅な削減などの行財政改革につきましては、橋本市集中改革プランに基づき、職員の定数適正化や事務事業の見直しを進めており、簡素で効率的な行財政システムの構築に努めているところです。

今後も、市民のご理解とご協力をいただきながら、行財政改革の目標達成に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、ごみ袋の値上げにつきましては、今回、可燃ごみ袋のみ従来の約3倍の値上げをしたところですが、これは平成17年の国の基本方針が改正され、ごみの減量化・資源化を推進するため、一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されたことにより、本市においても排出抑制や再生利用の推進、また排出量に応じた税負担の公平化を目的として、可燃ごみ袋の改正を行ったものであります。

また、可燃ごみの収集回数の減少につきましては、市民や衛生自治会のご協力による、ごみの分別リサイクルや生ごみ堆肥化による可燃ごみの減量化により達成できるものであり、可燃ごみの減量化がごみ処理経費削減に最も有効であると認識しているところでございます。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

〔市民部長（岸田茂利君）登壇〕

○市民部長（岸田茂利君）ごみ問題のご質問についてお答えをいたします。

まずはじめに、ごみ処理の広域施設への移行後の市民サービスが低下する一方、合理化が進んでいないとおただしについて、ごみ処理に関しましては、議員もご承知のとおり、我が国では「循環型社会推進基本法」を軸として、さまざまなリサイクル法が定められておりまして、天然資源の枯渇問題が大きくなる中で、リサイクルは国民すべての責務と考

えております。

このことから、広域ごみ処理場建設にあたり、橋本周辺市町村圏組合においても、法に基づきリサイクルできるものはできるだけリサイクルを行うことを基本にするとともに、構成市町で行っていた分別の水準を下げることのないよう、旧橋本市では14分別、旧高野口町では15分別となっていたものを、現在の17分別に統一されたところであります。

また、可燃ごみ袋の価格改正においては、廃棄物処理法に基づく国の基本方針に基づき、ごみ処理の有料化によるごみの排出抑制や再生利用の推進とともに、排出量に応じた負担の公平化のために実施したところであります。また、可燃ごみの週1回収集につきましては、生ごみ堆肥化等により家庭から排出される可燃ごみが減り、週1回の収集でも支障が出ないと区・自治会で判断いただいた地区で実施しているところであります。

また、広域ごみ処理場移行にあたり、分別区分が増える中で、収集車両数・収集作業人員数を抑制するなど、一定の合理化を行ったものと考えております。

いずれにいたしましても、市民の方々の理解と協力なくしては、ごみの減量化・資源化などではできないと考えておりますので、今後ともごみ処理に関する情報公開などを積極的に行っていきたいと考えております。

1点目の、リサイクルに要する費用の負担割合についてのおたただしですが、この負担割合は、製造事業者等のうち、法律で負担が義務付けられている「特定事業者」の割合で決定されております。

この特定事業者は一定規模以上の事業者とされておりまして、その規模は、売上高や従業員数により定められているところであります。つまり、市町村負担分とは、このリサイクル費用の負担が義務付けられていない一定規模以

下の事業者分の負担金となります。そして、この特定事業者の負担割合については、年度ごとに国が実態調査等に基づき決定されているところです。

平成21年度では、広報はしもとで掲載したとおり95%ですが、過去を見ますと、平成20年度96%、平成19年度で97%です。また、平成22年度の暫定値として97%との通知が来ています。

次に、製造業者であるファーストメーカーと再生化事業者でありますリサイクルメーカーは、必ず違う会社であるかとおたただしですが、平成21年4月現在で、リサイクル協会と契約をしているその他プラ製容器包装のリサイクルメーカー数は75社あり、すべてを調査しておりませんが、製造業者である特定事業者でリサイクル協会と契約している再生化事業者、いわゆるリサイクルメーカー数は確認できておりません。

ただし、製造業者が独自に自社から出るその他プラ製容器包装を自社で回収し、リサイクルしている製造事業者等があります。この場合、「その他プラ製容器包装」を再商品化するための費用算出にあたり、自ら回収する量を差し引いて、排出見込み量としてリサイクル協会にリサイクル委託料を支払う仕組みとなっております。

次に、「その他プラ製容器包装」の品質がすぐれており、想定したリサイクル費用より実際にかかった費用が少なくなった市町村には、その差額の2分の1の金額が還付される制度において、その差額とは市町村が負担する5%であるかとおたただしですが、結論から申し上げますと市町村の支払う5%相当額ではありません。

まず、対象年度前に各市町村より出される、引き渡し申込量に基づきまして、その年度のリサイクル費用想定額を算出し、その年度の

実際に要した費用の総額が確定した後において、その差額を原資として、品質がすぐれている市町村、想定した引き渡し量が少なかった市町村に、2分の1が拠出金として配分されることとなります。また、残りの2分の1は特定事業者へ配分されております。

次に、配分される金額のおただしですが、さきにご説明したとおり、年度ごとに算出され、市町村の予測量などに大きく影響されることとなります。したがって、明確にお答えすることはできませんが、平成20年度の実績を見ますと、リサイクル費用想定額が全国で約533億円、現に要した費用が約351億円であり、差額が約182億円となり、配分額、いわゆる拠出金としては、その2分の1の約91億円となっております。

次に、「その他プラ製容器包装」の品質が悪いと判定された場合のおただしですが、リサイクル事業者に引き渡した「その他プラ製容器包装」は、不定期に品質検査を受けることになり、一定基準を満たしていない場合は再検査があり、再検査でも基準を満たしていない場合は、引き取りを拒否されることとなります。当然のことですが、配分される拠出金は支払われなくなります。

なお、引き取りを拒否されると、その処分方法によりますが、民間施設でリサイクルするか、あるいは広域ごみ処理場で焼却処分することになり、処分費用をすべて負担しなければならなくなるため、リサイクル協会への負担額、いわゆるリサイクル費用の5%負担に比べ高額となります。

また、品質判定員についてのおただしですが、リサイクル協会に確認したところ、協会から委託を受けた法人が判定を行っておりまして、特別な資格はないが、国の判定基準に沿って、判定員による誤差がないよう定期的な研修を行っているとのことでしたので、ご

理解をお願いしたいと思います。

次に、配分される拠出金を基金化し、奨学金として給付してはどうかのおただしですが、この拠出金に係る「その他プラ製容器包装」のリサイクルは、現在、橋本周辺市町村圏組合としてリサイクル協会と契約をしております。したがって、拠出金は一旦広域組合に入金されることになり、このほかの資源物の売り払い金などとともに、各市町のごみ処理経費の負担金として精算されることになっております。

このことから、橋本市に直接現金収入とはなりません、「その他プラ製容器包装」の拠出金や資源物の売り払い金等については、ごみ処理費用の抑制に充てられることになっております。

しかしながら、生ごみ堆肥化などと同様、ごみの資源化・減量化の成果には違いはありませんので、基金化については今後の課題としたいと考えておりますので、ご理解をよろしくをお願いしたいと思います。

次に、リサイクル協会ルート以外のルートがあるのか、また、その費用の比較はしているのかのおただしですが、他のルートとして、民間のリサイクル事業者に処理を委託するルートとなります。広域ごみ処理場移行まで、旧高野口町域から排出された廃プラの処理も、この民間ルートでリサイクル処理を委託していたところです。この費用は平成20年度でトン当たり3万5,700円となっており、リサイクル協会に比べ処理費用は10倍以上と非常に高額となります。

次に、広域ごみ処理場移行までの資源物の売り払い金のおただしですが、平成20年度における金額は、橋本クリーンセンター分が2,690万1,293円、高野ロクリーンセンター分が496万4,931円、合計3,186万6,224円となっております。また、広域ごみ処理場移行後の

ごみ区分ごとの排出量などの情報につきましては、今後ホームページなどを利用して公表したいと考えております。

次に、埋立ごみ袋の有料化のおたただしですが、埋立ごみの収集を有料指定袋とした目的は、排出抑制の意識を持っていただくことにより、ごみの減量化と埋立地の延命化を図るとともに、排出量による負担の公平化を図るためであります。

また、コンテナ収集とした場合、コンテナの配布や回収のための車両や人員の確保が必要で、収集コストが高騰することになり、収集効率の面からも袋収集としております。

次に、広域組合構成市町村の可燃ごみの毎月の排出量については、広域事務組合のホームページに掲載されるよう申し入れをいたしていきます。

次に、週1回収集と週2回収集の費用比較のおたただしですが、収集に要する経費をもとに試算してみますと、現在、1日の収集車両1台当たりに要する経費は約7万5,000円となっており、週2回収集では約15万円かかることとなります。一方、週1回収集の場合は、1日の収集世帯数を800世帯前後とした場合、交付すべき奨励金の額が1回の収集当たり約2万円となり、収集に要する経費約7万5,000円と合算すると約9万5,000円となります。したがって、週2回収集は週1回収集の場合と比較して、約1.6倍の費用がかかることとなります。

最後に、可燃ごみの集積所でのカラス対策のおたただしですが、集積場所に出された可燃ごみを食い荒らすカラス被害につきましては、生ごみ堆肥化の推進やごみ収集ボックス等の整備により、かなり減少している状況であります。しかしながら、まだ苦情の報告を受けている地区もありますので、ごみ収集ボックス等の設置やカラスよけネット等について、

区及び自治会で対応をお願いしているところ です。

また、散乱したごみについては、収集員のできる範囲で清掃するように指示をしております。このことについては、再度、直営及び委託を含め徹底してまいります。集積場所の清掃については排出者の責任をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君、再質問ありますか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）週2回から1回にせよというのを、かなりの圧力と考えておられる自治会等があるんですけども、それは自治会の決定に従っていただけるという判断でよろしいんですか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）先ほどもご答弁させていただきましたけども、市のほうから強制的に週1回収集にしてくださいという指導は行っておりません。あくまでも衛生自治会が中心となりまして、説明をして、区のほうでご理解いただいた、週1回でいいよというふうに市のほうへ申し出いただいた地区から1回収集に切り替えをさせていただいているということです。よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）1の⑤のところで、罰則というか、実際にその処罰を受けた市町村はあるのかどうかちょっとお聞きしたいのと、その状況はどんなものがあつたのか、わかったらお教え願いたいんですけども。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）最近の事例では、他府県ですが、県内では把握しておりません。



お隣の奈良県の奈良市で、平成19年度でいわゆる分別状況が悪いということで、再検査でも指摘を受けまして、受け取りを拒否されまして、奈良市の場合は民間業者に委託を依頼したということで、トン当たり3万5,157円の出費であったということで、総額1億7,677万円の費用をその処理に費やしたというのが載っております。

それで、状況ですが、確かなことはつかんでおりませんが、その検査の要項の中で、いわゆる分別の精度、重量比に対して90%以上適正に分別されているか、あるいはその他いろんなものが混ざっていないかというようなことのいろいろチェック項目があるようございますので、それで一旦抜き打ち検査を受けて指摘されて、なおかつそれが是正されていない場合には受け取りを拒否されると、こういうシステムになっているというふうに聞いております。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）最後の大きな6番なんですけども、難しい言葉が出てきましたけども、排出者の責任において処理してくださいというんですけども、そして、その地区の自治会長さんなりが行って掃除するのが原則やろうということでとらえさせてもらいたいかな。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）そういうふうに強制的な意味で申し上げたわけでなしに、地域の環境美化というか、環境保全のために、そういうことで散らかった場合には、私ども収集作業員ができるだけ清掃するようというふうに指導は行ってまいります。それでももれた場合には、地域で地元をきれいにしていこうという美化意識というか、そういう格好でご協力をお願いしたいという意味で申し上げます。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）答弁としては妥当なところかもわかりませんが、カラスが悪いというのはあれやけど、まあどうなのかな、それをほったらかしておいて、必ず置いてある場所の方が掃除するということになりますわね。置かしといてやって、掃除までおれがせんなんのかよということになりますので、そのところは、答弁いただけるかな。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）申しわけないんですけども、そのためにも生ごみを堆肥化してくださいと。ですから、極端に言えば、生ごみが可燃袋の中に入れておらなければ、カラスやら猫等の被害がないというふうに考えております。それとあわせて演壇でもご説明させていただきますんですけども、ごみの収集ボックス等、そういうカラス被害に遭わないような対処もあわせて行っていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）私の質問は、いつもだいたいが残余の件でございますんですけども、基金化に入れる金額も、はっきりそうすると答弁はいただけてないんです。今の時期、大変難しい状況にあると思いますけども、市長、一言いただけたらと思うんですけども、いかななものございましょうか。難しかったらもう結構で、終わりたいと思いますが。

○議長（中西峰雄君）市長、答弁されますか。市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）このごみ問題というのは、私も大分かかわっておるんです。市長に就任してから、生ごみを減らしていこうというようなことで、大分いろいろと汗かいてきました。病院の前も今、花がこれから咲いて

いくわけでございますけど、またコスモスの種もまいて、職員も本当に歯抜けになったらそこへ補職して、少しでも立派な花を見てもらおうというような、これはやっぱり花というのはいやしというか、心のよりどころはやっぱりそこへ求めていくということが、これはデンマークでもどこでも、そこらがやっぱり先進地ということで位置付けしておると思うんですよ。それで、私、やっぱりこれを続けていきたいなど。

そして現在、就任してから今日の実績を見ましたら、ごみ減量のおかげで7,000万円台が減量してきた。これは非常にありがたい。それはもう詳しく言いません。皆さんに子育て支援に1億円と。そして、福祉対策に、高齢者に1億円。目標は2億円の目標。7億5,000万円を今まで使っておったんやから、それをやっぱり3割減らしたら2億円出てくるから、そういう仕分けをして、それで市民サービスしていく。そういう考え方を持っておりますので、おかげさんで、私のマニフェスト見てくれましたか。

(「マニフェストという言葉が嫌いになりました」と呼ぶ者あり)

○市長(木下善之君) そうか、いや嫌いでもよろしいわ。チラシ、例えば、小学校6年までは医療費無料化にしますよと言うには、まあ一段のごみ減量をしてもらわないと、裏付けの予算が出てこない。そういうことではありますが、一例でございます。

以上です。

○議長(中西峰雄君) 6番 清水君、よろしいですか。

○6番(清水信弘君) 結構です。終わります。

○議長(中西峰雄君) これをもって、6番 清水君の一般質問は終了いたしました。

この際、2時30分まで休憩いたします。

(午後2時14分 休憩)